

償却資産申告書等へのマイナンバー（個人番号）・法人番号の記載と本人確認について

マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載について

平成 28 年 1 月に社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、償却資産申告書を提出する場合は、マイナンバーを記載していただくことになりました。

個人の方は 12 桁の個人番号を、法人は 13 桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載いただくようお願いいたします。

本人確認について（個人の方のみ。法人は不要）

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバー（個人情報）を記載した償却資産申告書の提出する際は、本人確認を行いますのでご協力をお願いします。

本人確認では、番号確認（正しい番号であることの確認）、身元確認（申請者が番号の正しい持ち主であることの確認）をさせていただきますので、それぞれの確認ができる書類を窓口での提出の際にはご提示を、郵送での送付の際にはその写しの提出をお願いします。

また代理人が提出する場合は、代理権の確認と代理人の身元確認及び申告者本人の個人番号確認をさせていただきます。

なお、電子申告（eLTAX）により申告する場合は、電子証明書等により本人確認を実施するため本人確認書類は不要です。

○申告者本人が申告書を提出する場合

確認事項	必要書類（いずれか 1 点）
番号確認	・マイナンバーカード（裏面） ・住民票（マイナンバー記載） ・通知カード（記載事項に変更がない場合に限る） 等
身元確認	・マイナンバーカード（表面） ・運転免許証等の顔写真付身分証明書 等 ※健康保険証や年金手帳等の顔写真のない身分証明書の場合は 2 点

○代理人が申告書を提出する場合

確認事項	必要書類（いずれか 1 点）
本人の番号確認	・本人のマイナンバーカード（裏面）の写し ・本人の住民票（マイナンバー記載）の写し ・本人の通知カード（記載事項に変更がない場合に限る）の写し 等

<p>代理人の身元確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人のマイナンバーカード（表面） ・代理人の運転免許証等の顔写真付身分証明書 ※健康保険証や年金手帳等の顔写真のない身分証明書の場合は2点 ・代理人の税理士票 ・税理士の補助者または事務員であることを証する書類 等
<p>代理権の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・税理士代理権限証書 ・委任状

その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力をお願いいたします。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合は、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、ご了承ください。